

夏季休業日の短縮における試行期間の延長について

加古川市教育委員会

1 経緯

夏季休業期間については、授業日を確保するため、令和2年度・3年度を試行期間として、7月25日～8月31日に短縮し、検証することとしておりました。しかしながら、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症による夏季休業期間を変更したことにより、十分な検証を行うことができていない経緯があります。

2 試行期間の延長

当初、令和2年度・3年度としていた試行期間を1年のばし、令和4年度まで試行期間として実施します。

試行期間は、給食を実施せず、午前中授業とします。

各校の実施状況の検証を行い、日数や時期等について検討します。

	令和4年度
増加する授業日	7月21日(木)・22日(金)

3 期待される効果

ゆとりのある教育課程の編成が可能となります。

- 1 年間を通じて、余裕をもった教育課程の編成が可能になり、子どもと向き合う時間の確保につながります。
- 2 授業時数の確保がしやすくなります。
- 3 臨時休業日の授業時間の欠時に対応しやすくなります。(気象警報やインフルエンザ等での臨時休業)
- 4 学期中の週時程のタイムマネジメントがしやすくなります。
小学校：月に1回程度、週当たり28時間を基本とする週時程が可能となります。
(例：令和2年度から、高学年は週29時間が基本となるが、週28時間を月1回程度実施)
中学校：定期考査の期間中や、実力テスト等の午後の取り扱いを工夫することができます。
(例：中間テストや実力テスト(課題テスト)等を2日間で実施)